

国立大学法人奈良教育大学安全衛生委員会衛生専門部会規則

平成16年4月1日

制 定

改正 平成23年 3月24日規則第22号

改正 平成24年 2月22日規則第17号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学安全衛生委員会規則（平成16年奈良教育大学規則18号）第8条第2項に基づき、国立大学法人奈良教育大学安全衛生委員会衛生専門部会（以下「衛生専門部会」という。）について定める。

(審議事項)

第2条 衛生専門部会は、衛生管理に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 教職員・学生等の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- 二 教職員・学生等の健康診断の結果とその結果に対する対策の樹立に関すること。
- 三 新規に採用する原材料に係る健康障害の防止に関すること。
- 四 労働基準監督官から文書により、勧告又は指導を受けた事項のうち、教職員・学生等の健康障害の防止に関すること。
- 五 その他衛生管理に関すること。

(組織)

第3条 衛生専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 産業医
- 二 保健センター長
- 三 衛生管理者
- 四 安全衛生推進者
- 五 衛生管理責任者
- 六 衛生管理担当者
- 七 その他国立大学法人奈良教育大学安全衛生委員会において委員に選出された者

(部会長)

第4条 衛生専門部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選出する。

(衛生専門部会)

第5条 衛生専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 衛生専門部会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 衛生専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 衛生専門部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(安全衛生委員会への報告)

第7条 専門部会で決定した重要な事項は、安全衛生委員会に報告する。

(事務)

第8条 衛生専門部会の事務は、各課等の協力を得て総務課が処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、衛生専門部会の運営に関し必要な事項は、衛生専門部会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第22号)

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。